

スチュワードシップ活動

No.2025-3

2025年4月2日
責任投資推進部

投資先企業(国内上場株式)に対する議決権行使基準の改正

- 第一生命は、投資先企業(国内上場株式)に関する議決権行使基準について、一部改正を行います。今回公表の主な改正項目は以下のとおりです。

【コーポレートガバナンス】～独立性の低い社外取締役・監査役の選任～

- ◆ 独立社外取締役・同監査役が長期間に亘り同じ会社の社外取締役・監査役を務めていることは、独立社外取締役・同監査役としての独立性を阻害する要因ともなり得る。

長期在任の基準について、対象市場を東証プライム市場から全市場に拡大する。(2027年4月適用開始)

【コーポレートガバナンス】～政策保有株式の縮減に向けた取組～

- ◆ 現状で政策保有株式の保有が純資産対比過大な水準(20%超)である企業に対し、政策保有株式の縮減に向けた具体的な取組を求めることを明記する。(2025年4月より)

【株主還元】～低還元企業における取締役の再任～

- ◆ 十分な株主還元を行わない場合、その責任は方針を決定している取締役会にある。低還元が継続している場合、剰余金処分議案の株主総会への上程有無(※)にかかわらず、再任取締役全員に反対する。(2026年4月適用開始)

※剰余金処分議案がある場合、同議案には原則賛成する。

※詳細については以下の当社ホームページをご参照下さい

議決権行使基準の改正(主な改正要約版)

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ssc_002.pdf

第一生命保険の議決権行使

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ssc_001.pdf